

今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方について

平成 2 1 年 8 月 1 7 日
多摩北部都市広域行政圏協議会

1 今後とも、多摩北部都市広域行政圏を設置する。

- 本圏域は、中央線・京王線沿線の地域と比べて都市基盤整備の面で立ち遅れている状況にある。これを圏域の長期的な懸案と捉え、各市の取組努力に加え、圏域としての活動により都施行事業の優先的・計画的な実現を図っていく必要がある。
- 道路、緑化（公園、水辺含む）、鉄道連続立体交差などのインフラ整備のほか、情報処理システムの共同化など、直面する喫緊の課題や継続課題について、圏域における取り組みの効果が期待される。
- 広域連携の課題を協議するため、常設の連携組織となる本協議会を維持する。直面する広域課題に迅速に対応するためには、従来の延長線上ではない簡素で無駄のない会議運営を実現する必要があるとあり、事案に対して解決の方向性を示すことのできる協議体制を整えることを重視して、新たな協議会の運営の仕組みを構築する。例えば、①幹事会の充実（協議課題の重点化等） ②専門委員会の進行管理 ③調査・研究における目的の明確化などを図っていく。

2 広域行政圏計画は策定する。

- 平成 2 2 年度までは、現行の基本構想（平成 2 7 年度まで）、前期基本計画（平成 2 2 年度まで）及び実施計画を継承する。
- 平成 2 3 年度以降の広域行政圏計画については、計画の構成、期間、内容などについて、実態に即したものに見直していく。策定に当たっては、将来の圏域像が見えるものとし、中・長期的なものは現状と課題を押さえた上で目標を定め、短期的なものはプログラム化し目標を設定するなど、広域連携の方向と具体的な実施施策が見えるものに創意工夫を行う。
- なお、本案決定後、速やかに、幹事会の下に広域行政圏計画専門委員会（仮称）を立ち上げ、現行の広域行政圏計画に捉われない新たな発想で、次期広域行政圏計画の考え方（構成、期間等）を整理し、素案の策定作業を開始する。
- 計画を策定し、着実に施策を促進するため、引き続き東京都に人的・財政的支援を要望する。